

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事会議程

平成18年3月28日
18規程第50号

(目的)

- 第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構会議・委員会規程（平成18年3月28日 18規程第49号）第2条第2項に基づき、理事会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

(構成)

- 第2条 会議は、理事長及び理事をもって構成する。
2 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
3 会議の議長は、必要と認めた者を会議に出席させ、説明させることができる。

(議長)

- 第3条 会議の議長は、理事長とする。
2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名した理事がこれにあたる。

(招集)

- 第4条 会議は、議長が招集する。
2 前項に定める場合のほか、会議は、理事又は監事が招集することができる。
3 会議は、原則として理事長及び理事1名以上をもって開催するものとする。ただし、理事長に事故があるときは、前条第2項に基づき議長に指名された理事を含む理事2名以上の出席をもって開催することができる。

(開催)

- 第5条 会議は、原則として、毎週火曜日に開催する。
2 前項に定める場合のほか、会議は臨時に開催することができる。

(審議事項)

- 第6条 会議は、別表第1に掲げる事項について決議する。決議事項については、会議終了後、様式1により理事長の決裁を受けなければならない。
2 緊急を要する事項であって、会議構成員の承認を得た場合には、会議を省略することができる。会議を省略する場合は、会議構成員の決裁を受けなければならない。
3 付議事項を担当する理事が出席できない場合は、当該付議事項については、原則として付議しないものとする。ただし、特別の事由によりあらかじめ当該理事の了承を得た場合は、この限りではない。

(報告事項)

- 第7条 会議は、別表第2に掲げる事項について、報告を受ける。

(付議事項)

- 第8条 各室は、付議事項があれば、原則として理事会議の開催される前日の正午まで

に人事・総務部門総務室（以下「総務室」という。）に登録するものとする。

（資料の提出）

第9条 付議事項に係る資料は理事会議の開催される前日の正午までに総務室に提出するものとする。

（事務）

第10条 会議の事務は、経営企画室及び総務室が担当する。

2 人事・総務部門総務室長は、議事録の作成及び保管の責に任ずるものとする。

（議事録の確認）

第11条 議事録は、遅滞なく会議出席の理事長及び理事全員の確認を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合であつて全員の確認を得られないときは、議長及び当該議題の担当理事の確認をもって足りるものとすることができる。

（雑則）

第12条 本規程に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 理事会議規程（13規程第13号）は、廃止する。

附 則（平成19年9月28日 19規程第57号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第20号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日 21規程第53号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第20号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月20日 23規程第75号）

この規程は、平成23年6月20日から施行する。

附 則（平成23年7月25日 23規程第81号）

この規程は、平成23年7月25日から施行する。

附 則（平成24年 3月12日 24規程第6号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3月24日 27規程第9号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日 28規程第61号）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月4日 29規程第41号）

この規程は、平成29年7月4日から施行する。

附 則（令和3年4月27日 2021規程第55号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和５年２月２８日 ２０２３規程第２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１１日 ２０２５規程第２２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１ 審議事項

- １ 資本金の増加に関する事項
- ２ 重要な財産の処分に関する事項
- ３ 業務方法書に関する事項
- ４ 中長期計画、年度計画、資金計画及び収支予算並びに財務諸表及び決算報告書に関する事項
- ５ 利益の分配に関する事項
- ６ 借入金に関する事項
- ７ 理事の業務分担に関する事項
- ８ 人事発令に関する重要事項
- ９ 組織及び職制に関する重要事項
- １０ 訴訟、調停、和解等訴訟行為に関する重要事項
- １１ 人事、給与及び労務管理に関する重要事項
- １２ 他機関との研究協力に関する重要事項
- １３ 国際協力に関する重要事項
- １４ 規程等の制定及び改廃に関する重要事項
- １５ 契約に関する重要事項
- １６ 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

別表第２ 報告事項

- １ 業務の実施状況に関する重要事項
- ２ 監事監査又は会計監査に関する重要事項
- ３ 評価に関する事項
- ４ 各種委員会の重要報告事項
- ５ 労使間の交渉に関する重要事項
- ６ 災害及び事故に関する重要事項
- ７ 受賞に関する事項
- ８ 前各号に掲げるもののほか、議長が会議に報告することを相当と認めた事項